

### 3 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年6月20日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、法人県民税の税率変更の理由は、税源偏在を是正するためとのことだが、国においてはどのような所でどのような形で示されたか。
- 2 地方法人税の概要の図表について、一番左の創設前には国税部分がないが、法人住民税法人税割の中に地方交付税の財源はなかったと解釈してよいか。
- 3 法人住民税法人税割の税率引き下げにより市町村の法人住民税法人税割も減収となるが、市町村の法人住民税法人税割の減収に対する補填措置について説明願いたい。
- 4 第88号議案について、法人事業税の付加価値割と資本割が外形標準課税ということでよいか。また、外形標準課税とはそもそも何か。黒字法人、赤字法人に関係なく外形標準課税の対象となるのか。
- 5 外形標準課税の付加価値割は1.2%へ、資本割は0.5%へ引き上げ、所得割は3.6%へ引き下げるという改正だが、引き上げ、引き下げを合わせて企業の負担額は増えるのか減るのか。モデルケースを想定したシミュレーションをしていると思うので、税の負担額が結果的にどうなるか金額で示してほしい。

A．税務課長

- 1 平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱において、地方法人課税の偏在是正の項目の1番目に法人住民税法人税割の税率の改正についての記述がある。また、平成28年1月20日に開催された全国都道府県税務主管課長会議の場で、総

務省から、地域間の税源の偏在を是正し財政力格差の縮小を図るためと説明されている。

- 2 地方法人税の創設前は、法人住民税法人税割は地方交付税の財源ではなかった。
- 3 暫定措置である地方法人特別税・譲与税制度が廃止されるとともに、市町村税である法人住民税法人税割の税率も引き下げられたことから、減収となる。地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度が創設された。この制度による交付額は都道府県の法人事業税額の100分の5.4である。
- 4 付加価値割と資本割の部分が外形標準課税部分である。外形標準課税とは、法人の利益に着目するのではなく、資本金など外形から客観的に判断できる基準を基にして税額を算定する課税方式である。法人事業税は法人が事業活動によって行政から受けるサービスの対価として課税されるもので、外形標準課税は事業活動の規模を反映しており、応益性の観点から税負担の公平性を確保している。
- 5 黒字法人の売上げが5億円、赤字法人の売上げが3億円、共通の前提条件として、人件費が2.5億円、資本金1.5億円、事業開始が平成28年4月のモデルで試算した。その結果、黒字法人が138万円の負担減、赤字法人が174万円の負担増となる。負担増には制度上の配慮があり、事業規模が一定以下の法人に対しては、負担の軽減措置を講ずることとなっている。モデルケースによる赤字法人の初年度負担は、軽減措置を講ずることにより174万円から66万円に圧縮される。

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、地域間の税源偏在が起こった理由について県としてどのように認識しているか。また、地方税の一部を国税化して地方交付税の原資とする部分の割合を増やす改正であり、地方交付税の財源を地方自治体に負担させること自体がおかしいと思うが、県の見解はどうか。
- 2 第88号議案について、外形標準課税について政府の税制調査会はどのような見解を示しているか。また、日本商工会議所はじめ中小企業4団体の見解はどうか。
- 3 シミュレーションでは黒字法人の負担が減り赤字法人の負担が増えるという結論だが、儲けを出しているのであれば応分の負担増を求めべきではないか。
- 4 法人事業税のうちの外形標準課税分の割合は平成27年度までは8分の3だったが、今回の改正でどうなるか。

A．税務課長

- 1 都道府県間において法人の集積の状況が大きく異なっており、平成25年度の法人2税で見ると最大と最小で6.3倍の開きがある。本県も偏在の是正は必要と考えている。また、地方法人税は税収の全額を地方交付税化の原資とするものであり、地方分権に反するものではないと考える。
- 2 「法人税の改革について」という税制調査会の取りまとめがあり、その中で「外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行う

べきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。」と記載されている。また、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業4団体は、いずれも外形標準課税の中小企業への適用拡大に反対している。

- 3 個々の法人で見た場合には負担の増減はあるが、全体としてはバランスを取った仕組みとなっている。政府の方針としては、平成28年度地方税制改正において現下の経済情勢等を踏まえデフレ脱却と経済再生を地方から後押しをするため、法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率の引き下げと外形標準課税の拡大を行うこととしたものである。
- 4 平成28年度改正において外形標準課税の割合は、8分の5となる。

Q．村岡委員

- 1 第85号議案について、法人住民税法人税割の地方交付税原資化について、全国知事会ではどのような見解を示しているか。
- 2 平成26年度の地方交付税原資化は消費税8%への増税を踏まえたものだった。今回は消費税10%への増税を見越した措置ではないか。
- 3 第88号議案について、外形標準課税が中小企業まで拡大されれば税負担が重くなり、経営に深刻な打撃を与えることになるが、県の見解はどうか。

A．税務課長

- 1 全国知事会としても地方交付税原資化に賛成しているが、東京都など一部反対している団体もある。
- 2 消費税10%への税率引き上げと連動しているかどうかについては、私からは明確なお

答えはできない。

- 3 公平に負担していただくことが大原則であり、そういった趣旨を踏まえた税制改正であると認識している。なお、資本金1億円以下の企業に対しては外形標準課税が導入されおらず、中小企業にも配慮した制度となっている。

#### 付託議案に対する討論

##### 村岡委員

第85号議案及び第88号議案について、反対の立場から討論する。

まず、第85号議案について、法人県民税の改正は、地方交付税の原資とする地方法人税の税率を引き上げるものである。国は、地方税である法人住民税の一部を国税である地方法人税の原資とする仕組みを導入したが、消費税増税で広がった地域間格差を、地方自治体の負担により是正することは許されない。今回の改正は、地方法人税率を再び引き上げ、地方交付税の原資として更に拡大するものであり、反対である。

次に、第88号議案について、法人事業税については資本金1億円超の企業の外形標準課税の割合を拡大し、所得税の税率は引き下げるものである。これでは黒字企業には減税、赤字企業には増税となり、最も恩恵を受けるのは黒字大企業である。加えて政府は、外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業へ拡大するつもりである。今回の改正は、大企業の法人実効税率引き下げによる税収減を、赤字で苦しむ中小企業への増税で穴埋めする、その導入となるもので到底賛成できない。

以上、反対討論とする。